

# 北海道農業担い手育成センターホームページ掲載要領

## (目的)

第1条 この要領は、社団法人北海道農業担い手育成センター（以下「センター」という。）が所有するインターネットホームページを、農業の担い手育成を行う団体等がイベント等の募集周知等を行うための利用手続きについて定めるものとする。

## (利用対象団体等)

第2条 利用対象者は、次に該当するものとする。

- (1) 地域担い手育成センター・市町村・農業協同組合・農業委員会
- (2) 受入協議会等就農支援を体系的に行なっている団体
- (3) その他、センター長が適当であると認める団体等

## (掲載内容)

第3条 イベント等の募集周知等の利用については、ホームページへの掲載や、リンクポイントの設置を原則とし、次によるものとする。

- (1) グリーンパートナー対策（農村花嫁花婿対策）等における交流会等の募集・告知
- (2) 農業・農村体験等、就農促進におけるツアー等イベントの募集・告知
- (3) 農業研修・体験実習者の募集・告知
- (4) 第2条に該当する団体等が所有するインターネットホームページへのリンク
- (5) その他、センター長が適当であると認める内容

## (掲載期間)

第4条 掲載期間は、前条の募集・告知等の用務を果たし終える期間までとする。ただし、リンクポイントの設置についてはこの限りではない。

## (掲載申込)

第5条 センターのインターネットホームページを利用しようとする団体等（以下「団体等」という。）は、ホームページ掲載申込書（1号様式）に、第3条の開催内容等がわかる関係書類を添付し、センター長へ申し込むものとする。

2 電子メール等での申し込みについては、原則、前項と同様の内容を確認できるものであれば、これに代えることができる。

## (掲載承諾)

第6条 センター長は、前条の申し込みを受けたときには内容を審査し、適当であると認めるときには、掲載承諾書（2号様式）により、団体等に通知するものとする。ただし、電子メールでの申し込みにあってはこの限りではない。

## (掲載内容の消去)

第7条 センター長は、掲載内容、特にリンク先の掲載において、本要領の趣旨に反する

内容の掲載があり、不適當であると認めたときには、一方的にこれらの消去をすることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定めるものとする。

附則

平成11年	4月	1日	施行
平成13年	4月	1日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正

運用

平成19年6月19日付け担い手センター第87号通知

- ① 当センターと連携する第2条の地域担い手育成センター等関係機関から掲載依頼にあつては、第5条（掲載申込）の手続きを省略することができる。
- ② ①による掲載申込にあつては、第6条（掲載承諾）を当センターのホームページの掲出により承諾したものとみなす。